

【会議録】

主 題 令和2年度 第2回つくばみらい市障がい者支援協議会（全体会）

- 日 時：令和2年10月13日（火）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎 3階 大会議室
- 出席委員：原口朋子委員，大久保安雄委員，君嶋俊樹委員，竹内真理委員，
片山とよ子委員，入江ふじこ委員，石田奈津子委員，田中りえ委員，
海老原弘委員，鈴木恭子委員，安河内崇代委員，野村俊光委員
木村範明委員，以上13名
- 欠席委員：飯村晴代委員，間宮正孝委員，以上2名
- 事務局：社会福祉課 草間課長，中山補佐（進行），加瀬係長，鈴木主幹，鴻巣主事
- 傍聴人：2名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

○委員出席状況報告

委員15名中，出席13名，欠席2名

2. 委属状交付

3. 市長あいさつ

4. 会長及び副会長の選出（会長：原口朋子委員，副会長：飯村晴代委員）

5. 会長あいさつ

6. 議事（会長が議長となる）

(1)つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の素案
について事務局より説明した。

（質疑・応答）

議長：質問等あるか。

委員1：自立訓練や就労移行支援の一定期間というのは，利用者がその一定期間の
中で知識等を身に着けて支援は終わってしまうのか。

事務局：就労移行支援の一定期間（24か月）終了後，障がい福祉サービス利用する
ことで一年間支援できるような仕組みになっている。機能訓練の一定期間
については，終了後も状況に応じて相談頂ければ，市の方でも延長を検討
させていただきたいと思う。

委員2:施設入所支援についてだが、計画数値が出ており、現在58名前後の実績になっているが、障がい児を持つ親からすれば、親亡き後に入所出来る施設があると安心だ。学校を卒業してから通所施設に通っている人は多いと思うが、自立訓練・支援とは言え、能力を考えると自立するのは難しいことなので、将来的には施設やグループホームに入所させたいと考えている親はたくさんいると思う。また、11月頃に新しい入所施設が開所されると聞いているが、何人か利用する人が出てくるのではないか。この先、入所施設が増えないと、困る方が増えてしまうことは分かっていることだ。市として、将来の見込みや施設入所を希望している方がどの位いるのか把握しているのだろうか。また、11月に新しく出来る施設へ入所される方の人数は把握していないのだろうか。

事務局:施設入所の方につきまして、現段階で入所を申し込みされている方の人数は把握している。今現在の入所待ちの方(希望者)は、十数名いるが、そのほとんどが今現在も施設に入所されていて、出来れば自宅近くの施設に移りたいという方なので、新規で施設に入所したいという希望者がたくさんいるわけではない。ただ、市内に入所施設が出来るので市内で入所を希望される方が増えてくる可能性が十分に予想される。

委員2:新しく開所される入所施設の情報等も広報等に載る様なことがないので、情報があまり入ってこない。ただ、潜在的にも入所させたいと考えている方もいると思うので、市の方でももう少し現状を把握して欲しい。親が年齢や病気等で動けなくなってからでは遅いと思うので、もう少し入所施設を探す方の身になって欲しい。また、これから先入所希望者が増えてくるのはわかっていることなので、障がい児の親にも入所施設等の情報をもう少し早く教えて欲しい。続いて、成年後見制度についてだが、先日9月25日に市で講演会があり参加した。高齢者や遺産相続、障がい者に対しての成年後見利用の大切さ等の話を伺ったが、公演された弁護士の方の話によると、ひと月最低2万円の利用料がかかるという話だった。障害年金がひと月6万5千円～8万円位なので成年後見を利用すると、施設の利用料が払えなくなってしまう。成年後見事業自体が、障がい者にとっては利用しづらい事業なのではと思っていたが、用意していただいた資料を見ると、必要経費又は後見人の報酬の全部又は一部を助成するという内容になっており、その事は私の勉強不足なのか知らなかった。どのような方が対象になるのか、あとは実際に障がい者の親亡き後に後見人をつけてもらえるのか、また現状での利用状況を教えていただきたい。

事務局:報酬の支払いに関しては、弁護士に毎月2万円ほど支払うようになっているが、当市ではその支払いをすることにより生活保護の対象になってしまうような方を対象に費用の助成制度がある。施設入所の方と在宅の方では上限額も変わってくる。

委員2:実際には施設に入所していると、弁護士を利用するという事は少ないと思う。社会福祉協議会の支援を利用出来るようになるかと聞いた。ただ、本人が弁護

士に直接会って色々と話を聞いてもわからないと思うので、社会福祉協議会ではどのくらいサポートしてくれるのか教えていただきたい。

事務局：不動産や財産等の売却をしたりする場合には弁護士にお願いした方が良く一般的に言われている。そうではない方に関しては、社会福祉士や市民後見センター（当市にはまだ出来ていない）で講習を受け、後見人の知識を習得した人が後見人となる。近隣の常総市や取手市では、後見センターのような所がある。お話しされていた社会福祉協議会についてだが、市の成年後見制度について整備出来ていない状況であり、今後、介護福祉課（高齢者）も交えて成年後見の在り方を協議していく予定である。予定としては、市内に成年後見センター（成年後見制度の相談窓口）を立ち上げ、市民の方の窓口になるように出来れば良いと考えている。また、センターが後見人になる（法人後見と言う。）というのも増えつつある。現状としては、いつから・どの程度の規模で開設するか等をこれから検討していきたいと考えている。

委員2：わかりました。早く出来ると良いなと思う。続いて、最近は障がい児の放課後等デイサービスの事業所も増え、土日の利用も出来るそうでとても良いと思う。ただ、施設に通所又は施設入所の障がい者に対して土日のレクリエーション等が少ないと思う。通所の施設では日中一時のサービスを利用している施設もあるが、人手不足という事もあり土日のサービスをやっていない施設が多い。入所施設に関しても、土日は何もせずゆっくり過ごしてくださいという方針で何もする事がない施設が多い。例えば、一般の社会人として平日就労していたら土日は何かしたいという気持ちがあると思う。障がい児の放課後等デイサービスが出来た事はとても良い事だと思うが、特別支援学校を卒業後の障がい者もサービスを利用出来るようになれば良いなと思うので、市からも働きかけて欲しい。

事務局：ご意見等ありがとうございました。

議長：他に質問等あるか。

委員3：発達障がい児の対応についてだが、素案の47ページの表を見ると横ばいになっているようだ。私としては急激に増えているのではないかという懸念があるが、就学している障がい児を含めてその実態を教えていただきたい。

事務局：児童発達支援を利用出来るのが未就学児に限られている為、利用している児童が就学すると利用出来なくなり、また新たに利用を希望する児童が申請するというものになっているので大幅には増えない見込みである。また、当市では障がいのサービスと併せて健康増進課でも発達支援事業を行っているので、障がいのサービスである児童発達支援は急激には増えず横ばいに推移するのではないかと考えている。

委員3：いや、その年齢になったら実際にどのような指導を行っているのかを教えて欲しい。私も議会の教育民生時代に福岡や札幌の市を拝見した。大きな市では、午後は幼稚園等を離れ発達障がいの専門施設に行くというような市の意

向になっている。茨城県の場合は、小さな市町村が多いので広域で行わないと難しいのかもしれないが、現在幼稚園等に通っている障がい児はどのように過ごしているのか教えて欲しい。

事務局：幼稚園に通っている障がい児については、こちらでは把握出来ていない。

委員3：そうではなくて、幼稚園や保育園に通っている障がい児の話をしていて、当市ではそのような発達支援は行っていないのかどうかの話を聞いている。

事務局：幼稚園児や未就学児については、健康増進課で行っている発達支援事業の方で支援を行っている。この事業は、乳幼児健診で個別の相談や別で対応した方が良いのではないかとというお子様に対して、健康増進課から保護者にアプローチをして、週に1や月に2回などの頻度で保健福祉センターに通っていただき、臨床心理士の先生や言語聴覚士の先生から一対一で個別指導プログラムを行い、また、ある程度のまとまった人数で集団生活を送れるように訓練をする集団療法という事を行っている。

委員3：そうですか。

委員4：14ページの児童発達支援センターの設置に絡むのではないか。

事務局：児童発達支援センターについては、これまでも計画の最後の年に設置と書いてあったと思うが、実際は何も準備が出来ていない状況である。それは、健康増進課で行っている事業のすみ分けもあるが、これから児童発達支援センターがどのくらいのタイミングで立ち上げることが出来るのか、関係機関を含め協議していきたい。

委員3：国もそうだが、地方の方こそ横の連絡がないのは良くないのではないだろうか。その点も含め、よろしくお願いします。

委員4：保育所等の訪問支援についてだが、当市に事業所が無いという事で良いか。

事務局：おっしゃるとおりで、訪問支援を行っている事業所、事業自体を行っている事業所もない。ただ、健康増進課で臨床心理士が巡回相談で対応している。

委員3, 4：現状がわかりました。

議長：ありがとうございました。他に質問等あるか。

委員5：特別支援学校の卒業の立場からの相談になります。配布資料について、とても細かく数値が出ており、とても参考になる。学校では、卒業生を送り出す時に保護者のニーズとして、先ほどの委員2の話と重複するが毎年二つの事を大きく感じることもある。一つ目は、当市の保護者に限った事ではなく、全ての市町村の保護者にも共通していることで、入所を検討されている保護者が多いのが実情である。今すぐでなくとも、将来的には入所させたいがタイミングや空きが出るのに10年も待つというような不安に駆られてしまい、通所の施設も決めかねてしまっているという方も毎年いる。国の方針は入所施設ではなく、重度の障がいをお持ちの方も地域で暮らすという理念であると思うが、現状として行動援護や居宅介護等が足りているのか。重度の障がいをお持ちの方もグループホーム等で安心して暮らせているのかと言うとそうではない。そのような

問題でなかなか思うように動いていかないのではと思う。民間の事業所の入所施設も高齢者介護の分野からの参入というのもあるが、国や県・市町村からも援助がないとノウハウがどれほどあるのか不安な部分もあるので、なかなか入所を促せない。細やかな支援を国全体で広めてほしい。市町村としても色々と難しい部分もあるだろうが、一人一人に必要とする支援が行き届くようになると良いと思う。続いて、事業所に通所している方でも放課後等デイサービスがとても充実しており、本校においても帰宅時には事業所の送迎車が何台も迎えに来ている。保護者はそれに合わせて仕事をされているが、卒業と同時に立ち行かなくなるという方も中にはいらっしゃるのが現状である。学校の方でも今までの生活を変えずに何とか支援をと考え、朝や夕方1～2時間のわずかな時間を支援している。本来なら、相談支援と連携をするが、18歳という年齢はちょうど相談支援の放課後等デイサービスも児から者へ切り替わるタイミングであり、新しい相談支援員さんは進路が決まってから同時に決まるという方が多く、空白の時期(隙間)が出てしまう。毎年、各市町村の福祉課と連携を取りながら考えてはみるものの、どう探していけば良いのか難しい状況である。今年に関してもそのような状況の家庭が数軒ある。このような現状を踏まえ、隙間を埋める支援を何とか充実させて頂けるととても良いモデル地区になるのではないだろうか。私個人でも事業所に相談へ行くが、事業所の方も経営や経済的な問題もあり、簡単な問題ではないと思う。

このような二つの事が毎年の困り事である為、連携して良いアイデアが出ると良いと思う。今すぐでなくとも、この協議会の委員の皆様のアイデアをお聞かせいただければと思う。

議長:ありがとうございます。

委員2:今話していた件についてだが、かすみがうら市にある日中の通所施設で15時半頃まで預かり後、日中一時支援のサービスを利用し延長出来るという施設があった。当市の近隣にはそういった施設がないので、人手不足というのも現状の問題にあり、また人口増加もないのでこの先益々厳しい状況になるのではないだろうか。障がいを持つ子ども達に関しては、就学し保護者も仕事出来るが、卒業後は日中の延長支援や土日の支援が全くないので、保護者に負担が掛かっているのが現状である為、対策をよろしくお願いします。

議長:ありがとうございます。その他質問等あるか。

委員6:児童発達支援センター設置へ向けての専門部会のようなチームをつくる予定はあるか。

事務局:申し訳ございませんが、まだそこまで検討出来ていない。ただ、当協議会でも相談させていただきたいと思っている。基本的には、当市役所の関係各課で協議をして進めていければと考えている。

委員6:わかりました。ぜひそこをお願いしたいのが、やはり保護者の負担というのは皆様が考えている以上に大きなもので、当市はサービスの受給者証を取得する

にも市役所へ行かなければならない。全てが申請主義である為、動ける人は良いが仕事がなかなか休めない等の理由がある人は本当に深刻である。そのような事からどんどん申請が遅れる。かなりの労力である為、我が子の事なのだが色々縛られて思うように生活が出来ない。例えば幼稚園に入園前にやる事がたくさんある。その都度に手続きや相談の場所が異なるとどれだけの不安や負担が大きいかという事。卒業後も様々な手続きがある。障害年金等の手続きも各窓口に行かなければならない。相談支援員さんはいらるもののたくさんの利用者を抱えているので相談も難しいのが現状である為、そこを一本化してもらいたい。子どもだけでなく保護者の支援も重要である為、よろしく願います。

議長：ありがとうございます。その他質問等あるか。

委員7：就労定着支援について、比較的新しいサービスということだが、右肩上がりになっている反面、障がい者の就労が増えてきているが離職も増えてきているのも現状である。厚労省でも発表しており、少し前のデータになるが就労して1年後には3割の人が何らかの理由で離職してしまっている。これは、何らかの支援を受けて就労した人の割合で、障がい者で支援なく就労した人を含めると4割近くが離職している。そのような中で就労定着支援というサービスが出来た。数値目標としては低いのではないと思うが、実際に利用している方が3名という事で、事業所が少ないのではないだろうか。この3名がどのようなかたちで支援を受けているのかは不明だが、当市で就労定着支援を行っている事業所がどれくらいあるのか確認が必要である。その上で、離職率を抑えていければこの支援の必要性が感じられ、重要になってくると思う。そして今後は大きな役割になってくると思う。国も同じ方向性で考えていると思うので、当市でもこのサービスを個別に支援していければ良いと思う。人間関係が原因となって辞めていく方が多いようなので、そこを含めた対応をしていく必要がある。今後重要になってくると思うので、よろしく願います。

議長：ありがとうございます。他に質問等あるか。

委員2：委員7がお話してくれたように、特別支援学校卒業後に一般就労をしても人間関係や仕事内容が合わなくて辞めてしまう人もいる。その中には、2年間技能訓練や支援を受けてから就職出来るという事を知らなかった人もいた。入力作業や簡単な軽作業等を教えてくれるセンターがある事すら知らず、その保護者も子どもの一般就労へ向けて試行錯誤していた。就労定着支援というサービス自体を知らない人が多いので、もう少し周知して欲しい。

議長：ありがとうございます。他に質問等あるか。

委員8：障がい者の就労について、就労定着支援を利用するのは難しいという話でしたが、就労移行支援を利用の方でないと利用できない。また、3年間しか利用できないサービスである為、その後を考えると利用しづらい事もあるかと思うが、

就労支援センターは全国展開しており増設もあると思う。今後は、障がい者の就労というよりは、就労定着（雇用継続）が大きなテーマになるだろう。就労定着支援が定着してくれば良いと思う。市役所の方でもすみ分け等の問題もあり、なかなか難しいと思うが、就労移行支援から就労定着支援が定着出来るように支援していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

議長：ありがとうございます。他に質問等あるか。

障害福祉人材の確保【新規】について、色々な福祉サービスがあるがなかなか人材が集まらないという問題がある。人材が集まればサービスも充実してくると思うので、個人的にも他事業所にしてもぜひ協力していただきたいと思う。新規の計画である事から、準備段階なのだろうか。

事務局：おっしゃる通りで、まだ県の方針も決まっていない状態である。県と同じタイミングでと考えているが、素案もまだ県へ提出できていない状況なので、県と方向性を合わせて今後できたら良いかと考えている。

議長：ぜひ、よろしくをお願いします。他に質問等あるか。→無。

(2)その他

事務局：今後の計画策定のスケジュールについては、別添資料の第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定スケジュールを参照。

今回の障がい者支援協議会は来月11月を予定しておりますので、よろしくお願い致します。実績値等をいれた資料で協議会を行います。

議長：質問等あるか。

委員2：以前の協議会の時に事業所一覧の資料があったと思うが、その資料は次回あるか。市外の一覧もあればお願いしたい。

事務局：当市の計画になっているので、数値等も市内の事業所で計画している為市内の事業所のみになります。

議長：他に質問等あるか。→無。

7. その他

8. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② つくばみらい市障がい者支援協議会委員名簿（任期：令和2年10月1日から令和5年9月30日）
- ③ つくばみらい市障がい者支援協議会要綱
- ④ つくばみらい市障がい者支援協議会・専門部会編成表（案）
- ⑤ つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画素案
- ⑥ 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定スケジュール

